

第4節 母子・父子福祉

母子家庭、寡婦及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な相談援助を行っている。令和5年度受理した相談は、母子相談、父子相談ともなかった（表2）。

表1 母子・父子世帯数

令和4年8月1日現在

	全世帯数A	母子世帯B	父子世帯C	B/A(%)	C/A(%)
小松市	42,107	725	49	1.7%	0.1%
加賀市	25,112	521	38	2.1%	0.2%
能美市	18,622	337	50	1.8%	0.3%
川北町	1,956	37	7	1.9%	0.4%
合 計	87,797	1,620	144	1.8%	0.2%
県 計	473,643	8,486	1,093	1.8%	0.2%

表2 母子・父子家庭の相談件数

令和5年度（単位：件）

	生活一般	児 童	生活援護	その他	合 計
母 子	-	-	-	-	-
父 子	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

第5節 民生児童委員等

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委託を受け、児童福祉法の規定により児童委員も兼任し、社会奉仕の精神をもって、個別援助と地域住民の福祉増進のため広範な活動を行っている。

また、身体障害者相談員、知的障害者相談員については、身体障害者福祉法などに基づき県が委嘱配置していたが、平成24年度から市町へ移管された（表1）。

表1 民生児童委員、身体・知的障害者相談員数の状況

令和5年度（単位：件）

	民生児童委員	主任児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
小松市	219	35	6	4
加賀市	182	18	11	4
能美市	82	9	6	3
川北町	15	2	1	1
合 計	498	64	24	12
県 計	1,819	196	106	49

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。